

平成 2 1 年 第 2 回
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成21年第2回京丹波町議会臨時会

平成21年5月29日（金）

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第61号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第62号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第64号 平成20年度(繰越)京丹波町立小中学校教育用コンピュータ等整備事業 情報機器等購入契約について
- 第 8 議案第65号 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について
- 第 9 発議第 1号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 2番 坂本 美智代 君
- 3番 山内 武夫 君
- 4番 畠中 勉 君
- 5番 今西 孝司 君
- 6番 東 まさ子 君
- 7番 小田 耕治 君
- 8番 横山 勲 君

9番 西山和樹君
10番 山田均君
11番 室田隆一郎君
12番 篠塚信太郎君
13番 吉田忍君
14番 野口久之君
15番 野間和幸君
16番 岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（11名）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君
監理課長	山田洋之君
企画情報課長	岩崎弘一君
教育次長	野間広和君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番議員・西山 和樹君、10番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

日程第3 諸般の報告を行います。

私、岡本 勇は、閉会中、総務文教常任委員会から産業建設常任委員会に所属変更しましたので報告します。

本臨時会に提出されています案件は、議案第61号他5件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

昨日午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、産業建設常任委員会、議員定数等検討特別委員会幹事会が閉会中に開催され、所管の調査研究が実施されました。

議会広報特別委員会は石川県志賀町、津幡町で紙面充実に向けて視察研修されました。

本日、本会議終了後、全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんよろしくお願いいたします。

また、議員定数等検討特別委員会幹事会が午後3時から開催される予定でございます。幹事の皆さんには大変ご苦労さんですがよろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第61号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第8、議案第65号 「平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4 議案第61号 「京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第8 議案第65号 「平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について」までを一括議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成21年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

メキシコから世界に拡大した新型インフルエンザの発生につきましては、国内においても5月16日に神戸市で初の感染が確認され、翌日には大阪府で発生するなど両府県を中心に急速に感染が拡大し、さらに21日には京都市において感染が確認されたところであります。

本町におきましても、対策本部や相談窓口を設置し、感染の拡大に備えた対策を図っているところであります。以後の経過とともに、新型インフルエンザの性質が季節性インフルエンザに類似し、幸いにも多くの感染者が軽症のまま回復されております。現状において感染者の数も減少傾向になりつつありますが、引き続き警戒心を持って町民の皆様の健康と安全を守るべく、感染予防対策に努める所存であります。

去る5月25日北朝鮮が地下核実験を行ったと発表し、その後においても短距離ミサイルを断続的に発射したと報じられております。

このことは国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり極めて遺憾であります。住民の生命と財産を守る立場から京都府町村会において声明を発表し厳重に抗議をしたところであります。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、特別職及び職員の期末手当等に関する条例改正についてであります。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急激な悪化を受け、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、大幅な前年度比マイナス傾向であることから、人事院において緊急に特別調査が実施され、夏季一時金の全企業従業員ベースの対前年減少率は△13.2%として報告されております。

人事院では、この結果を基に民間企業の支給額と大きく乖離することは適当ではなく、暫定的な措置として本年6月に支給すべき期末手当等については減少率を0.05月単位で月数に調整した0.2月分を凍結することが適当であるとして、国会及び内閣に対し勧告を行っております。

本町におきましても、これらの勧告内容、京都府や府内市町村の動向など検討した上、人事院勧告に準じた改正を行うこととし、議案第61号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年6月に支給する特別職及び教育長の期末手当の支給率について、いずれも1.6月から0.15月を引き下げた1.45月とするものであります。

議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成21年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当の支給率について、一般職員及び管理職員では細部の引き下げ月数が異なりますが、合計では2.15月から0.2月を引き下げ1.95月に、再任用職員では1.1月から0.1月を引き下げ1月とするものであります。

次に議案第64号 平成20年度(繰越)京丹波町立小中学校教育用コンピュータ等整備事業 情報機器等購入契約につきましては、株式会社 堀通信と6,073万2,000円で契約を締結することについて議決をお願いしております。町内小学校4校及び中学校2校における情報機器等の更新を行うものであります。

議案第65号 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約につきましては、丹波モータース株式会社と3,189万4,800円で契約を締結することについて議決をお願いしております。ワンステップ中型バス2台を購入するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長に求めます。

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは議案第61号から議案第63号につきまして補足説明を申しあげます。

町長の提案理由にもございましたように、この61号から63号につきましては5月1日の人事院勧告に準じて賞与の改正をお願いするものであります。

この勧告に至りました人事院が行った特別調査でございますが、全国の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業から2,700社を対象に実施されたものでありまして、うち回答が2,017社、さらにこのうち今年の夏季一時金を決定した企業は340社となっているとことでございます。したがって、この340社の対前年度の比較による減少率を全企業従業員ベースに置き換えた減少率がマイナス13.2%とされているところがございます。これを0.05月単位に置き換えますとマイナス0.25月となるわけでございますが、しかしながら調査時点では残る8割以上の企業が未定でございまして、今後の変動も予測されるということからこの0.25月からさらに0.05月を差し引いた0.2月を凍結することが適当とされたところがございます。なお凍結という表現が用いられているところがございますが、これはこの特別調査が極めて限定的に企業数が限られておりますことから、例年人事院で行っております11,000事業所を対象にした支給の実績に基づく調査が行われるところがございますが、このときに再度正確な減少率を求めまして12月の支給分で精算を行うという考え方に基づくものでございます。

それでは議案の説明に入るわけでございますが、お手元にもそれぞれ資料をお付けさせていただいたところがございます。資料に基づきまして説明とさせていただきます。

まず議案の61号と62号特別職と教育長の期末手当の関係でございますが、これは同じ考え方に基づくものでございまして、本来の月数が1.6月ということで期末手当を支給してきたわけでございますが、今回0.15月引き下げとなりまして、この6月の支給月は1.45月でございます。この引き下げ月数の0.15月と申しますのは、先ほど0.2月ということでございましたが、これは一般職に当てはめた引き下げ月数でございまして、一般職の場合支給月数が2.15月に対してマイナスの0.2月ということになっております関係で、これを按分いたしまして相当分ということで式になおしますとマイナス0.2かける2.15分の1.6ということで求められる引き下げ月数が0.15月になるという考え方でございます。なお支給額のそれぞれの差額につきましては資料に掲載させていただいておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

それから次に議案第63号の関係でございますが、これも非常にややこしい表現になっておりまして、資料に基づきまして説明させていただきます。この63号につきましては職員の6月に支給する期末・勤勉手当の引き下げ月数及び支給額をお示しさせていただいたものでございます。一般職員と管理職職員でございますが、管理職につきましては責任ある立場ということもございまして、勤勉手当の比重が重くなっているところでございます。したがって、このマイナス0.2月をそれぞれの支給月数に応じた引き下げとなるところでございます。合計につきましては現行の2.15月からマイナス0.2月引き下げ、改正後は1.95月とするものでございます。

なおまた、再任用職員についても同様の考え方に基づいての引き下げ月数となっているところでございます。

なお、支給額のそれぞれの役職での平均値、あるいは給料表を異にいたします行政職、あるいは医療職等の平均値についてはお示しをさせていただいたとおりでございます。

資料には記載をいたしておりませんが、全体額につきましては職員283人分ということで、これの減少額は合計で17,676,458円となります。平均額につきましてはマイナスの62,460円の減額でございます。

以上、誠に簡単ではございますが議案61号から63号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 町長から提案のありました議案第64号につきまして補足説明をさせていただきます。

情報機器等の購入につきましては学習指導要領のもと、各教科や総合的な時間において、コンピュータやインターネットを活用してわかりやすい授業を実施することで、児童生徒の学力を向上させることを目的に整備をするものでございます。

今回の整備につきましては丹波地域、和知地域の小中学校に整備するもので、現状は古いもので9年、新しいもので7年購入から経過しており、故障台数も年々増加し、老朽化による更新となります。

それでは議案を読み上げてご説明を申し上げます。

議案第64号 平成20年度(繰越)京丹波町立小中学校教育用コンピュータ等整備事業
情報機器等購入契約について 1 契約名 平成20年度(繰越)京丹波町立小中学校教育用
コンピュータ等整備事業 情報機器等購入契約、2 契約金額 60,732,000円、
3 契約の相手方 京都府福知山市字天田391番地の乙 株式会社 堀通信 代表取締役

堀 英一、4 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条第1項第1号の規定による指名競争入札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町内4小学校、2中学校、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成21年8月31日まで、事業内容につきましては児童生徒用パソコンタワー型190台、教師用パソコンは各学校1台としタワー型6台、ノート型6台の合計12台、サーバー機器としてタワー型各校1台、周辺機器としてA3対応カラーレーザー複合機各校1台、デジタルカメラは各学年に1台とし、各小学校6台、各中学校3台、ネットワーク機器はネットワーク配線を各校1式、ソフトウェア関連はOS・日本語ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーションソフトウェア、セキュリティソフトウェア、授業支援システム、教育用ソフトウェアとなっております。以上ご審議いただき後議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(岡本 勇君) 岩崎企画情報課長

○企画情報課長(岩崎弘一君) それでは私のほうからはただいま上程となりました議案第65号について補足説明させていただきます。

このたびの中型ワンステップバスの購入契約にかかる予算につきましては、この3月に平成20年度町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)において予算計上をお願いしたものでございまして、国の第2次補正予算の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用させていただきまして、繰越明許費としてお願いしたものでございます。

本町では現在13台の町営バスと1台の自家用バスを保有しておりますが、計画的なバスの更新でありますとか、有利な財源の確保等視野に入れながら当該事業を実施しまして、安全性の向上とご利用いただきやすい運行を確保するものでございます。

それでは契約の主な内容でございますが、事業の概要といたしまして中型ワンステップバス2台の購入でございますが、昨年度に導入させていただいたものと同等のものでございます。

それでは議案第65号を朗読させていただき説明とさせていただきます。

議案第65号 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号ならびに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例(平成17年条例第47号)第3条の規定により議会の議決を求める。記 1 契約名 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約、2 契約金額 31,894,800円、3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町須知鍋倉48番地 丹波モーターズ株式会社 代表取締役 太田克文、4 契約の方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による一般競争入札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 京丹波町役場 丹波バス事業所、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成21年10月30日まで 平成21年5月29日 提出 京丹波町長 松原 茂樹

なお参考といたしまして購入するバスの仕様と概要書を添付させていただいておりますのでご確認をいただきたく存じます。

以上説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(岡本 勇君) 以上説明のとおりであります。

これより議案第61号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

議案第61号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に議案第62号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

議案第62号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

6番 東君

○6番(東まさ子君) 今提案説明ということでいろいろと説明をいただきました。

本来ならば11,000事業所を対象としているが、今回については2,700社ということでそのうち2,017社が回答され、340社が決定しているということでありました。0.25月ということですが、8割が未定ということで0.2月にしたという説明でありましたが、最終的にはこの12月に再度調整をして精算をするという説明でありました。こういう再度精算をするのであれば12月にきちりとしたことで決定すればよいのではないかと考えております。なぜかということ、今景気悪化ということでいろいろ国も補正予算を組んだり、いろいろお金を交付しております。そういうところで今こういう削減をするということは景気の回復というか、内需の向上和知小学校がに対してもマイナスになるのではないかと考えております。そういう影響についてはどのようにっておられるのかお尋ねします。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) 12月に一度にやっはどうかという考え方についてでございますが、現状としては数が限られた340社の中での今回の勧告ということになっておりまして、人事院の考え方としてはあまりにもデータが乏しいという考え方でございます。現時点で現状の民間企業の状況からして、景気の悪化等も含め、公務員だけが従来どおりそのままということは適切でないということと、12月に一度に精算をしようとするとかかなり大きな減額となる可能性もあるということから、暫定的にこの6月について0.2月分を引き下げるという考え方になったところでございます。確かに民需の関係も出てきますが、それよりも公務員だけがそのまま従来の支給月で支給されるのはやはりいかなものかとおるところでございます。

○議長(岡本 勇君) 10番 山田君

○10番(山田 均君) 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うのですが、今も東議員のほうからあったのですが、民間の労使間の交渉の妥結をしたのが、1割適度、報告では340社ということになりますと16%ということになりますが、非常に少ない時点での方向が示されております。結局こういう形で公務員の期末手当を引き下げるということは、民間への影響も非常に大きいというように思います。結局ひとつの基準にどうしてもなりますので公務員を下げると民間も習うということも当然起こってきます。結局12月の精算を行うときにはさらに引き下げということもおこってくるのではと思いますが、そのへんの見通しはどうか。

それから人勧いうのは当然去年の人事院で決めてそれに基づいてやってきておるわけです

から、今回のように突然にこういう形の勧告がやられるということは、ルールを無視したやり方であると思います。こういうものが今後起こってくるということになりますと、労働者にとっても大変なことと思いますが、その辺のことについてあくまでも人事院勧告重視という立場に立てばそういうことになろうと思いますが、働く労働者を守っていくという立場からすると一定そのへんの見通しも持ちながら対応するということが大事ではないかと思いますが、その辺の考え方はどうなのか伺っておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 民間の給与水準、あるいは公務員の給与水準どちらが指標となるかという視点もあるわけですが、基本的に公務員の給料がどういう形で位置づけられているかということにつきましてはやはり均衡の原則ということでございまして、民間の従事者の給与を充分反映した形で公務員の給与を決定すべきであるということになっております。それに基づいて毎年人事院は現状では11,000事業所の民間の給与の実態を調査されて、毎年国会なり内閣に対して勧告をされているという状況があるわけですが、

ほかにも厚生労働省の賃金構造基本統計調査や国税庁の給与実態統計調査等あるようですが、人事院勧告はさらに職種、役職、年齢、学歴をきめ細やかに企業と対比をしながら現状の公務員の給与がどういった水準にあるかということを経験した上で、毎年勧告をされているという状況でございますので、基本的にはそれに準ずる考え方が一番ふさわしいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思います。

今回提案になっております283名分、17,676,458円ということで一人当たり、62,460円という金額になりまして、定額給付金をもらったけれどこれで差し引きになってしまうということも聞くわけですが、理事者分が364,770円、予定されております議員の金額を合わせますと、18,610,478円と言う総額になります。当然、これまで予定をしておいたわけですからその減額になるお金をどういう形で使うかということも非常に大事なことになると思います。ただ単に借金の返済に充てるということではなく、こういう景気の状態ですので、有効に使っていくということは職員からしてもやむを得ないということであってもそういうものが生かされると思っても違ってくると思います。その辺の考え方はどうなのか。また私案というのは持っておられるのかどうか伺っておきたいと思っております。

特に、こういう不況の中で内需を強めていくということが非常に大事になっておりますの

で、そういう面からいってもお金をどういうように使うかということが非常に大事だと思いますので伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 今回の期末手当等の減額によりまして生じた各会計に渡っての部分でございますが、どう考えていくかということでもあります。

21年度もまだ2ヶ月を経過したところでございますし、当初であげさせていただいております財源等も確定してない部分もあるわけでございます。そうした中で国会のほうでも補正が可決される見通しであるということですが、関連法案等々が4月12日以降には衆議院再可決という状況の中で、いろいろ今後の財政需要等の変化もあろうかとも思います。現状のところ各会計にわたってのことでございますし、まとめれば議員仰せの金額となりますが、いずれにいたしましてもそうしたものを充分念頭におきながら今後の特にこうした景気低迷のときでもありますので、国の補正の中でも地域活性化・経済危機対策臨時交付金が本町に4億8,900万円というのも提示されておりますので、これらをどう活用していくかという中で財源というのも考えられるのではないかというふうに思っております。全般的には地方債を抑制するというのもできるわけでございますし、いずれにいたしましてもこうしたものをご指摘のとおり充分精査をしながら町民の皆さん方の福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたいと思います。

当然、こういう給与賃金にかかることでございますので、職員組合との協議もされているかと思いますが、その協議の状況というのはどうなのか、一定合意はされているのか、やむを得ないということになっているのかわかりませんが、そのへんの協議はされているのか、状況の報告を求めたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 今回の件に関しての職員組合との調整はできているかということですが、4月22日に組合の3役ほか、執行委員と懇談をいたしまして、そのときにつきましては人事院が行っております特別調査の結果、臨時の勧告が出された場合にはこれに準じた取り扱いについて理解を求めたところでございます。

5月19日には総務課長と組合3役が人事院勧告の具体的な内容に準ずることについて理解を求めたところでございます。組合としては断固反対の意思表示はございませんでしたし、今後もこのような場合には無視することなく、事前の話し合いの要求がありましたのでこれ

に応じることといたしました。

5月26日、組合の組織率につきましては全職員の約3分の1でございますので、管理職を通じて全職員に臨時会において条例改正を提案することについて周知と理解を求めたところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

議案第63号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に議案第64号 平成20年度（繰越）京丹波町立小中学校教育用コンピュータ等整備事業 情報機器等購入契約についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 2番 坂本君

○2番（坂本美智代君） 先ほど次長のほうから説明を受けまして、老朽化によるということをお聞きいたしました。旧丹波と和知の小中学校が主であります。以前使われていました機器はどれくらいあって、その機器はどのようにされるのか。その点をお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 台数については学校ごとで申しあげます。蒲生野中学校では51台、竹野小学校では25台、丹波ひかり小学校では55台、下山小学校では31台、和知中学校では52台、和知小学校では61台となっております。

既設のパソコンの今後ですが、原則廃棄処分ということで契約条項には入れております。

なお、利用できるものがありましたら、各学校の判断によりまして教職員のパソコンに使用したいというふうに思っております。また、普通教室等の使用につきましてもそのパソコンが使用できましたら、希望があれば配置をしていきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 2番 坂本君

○2番（坂本美智代君） 今、これまでの台数をお聞きいたしました。それと比べると今回の更新される台数が減ってきておりますが、台数の割り当ては、1クラスの生徒数というよう

に考えてよろしいのか、その点をお伺いしたい。サーバー機器のタワー型というのはどういった形のものなのか。わかりやすくお願いします。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 台数についてですが、現在のお子様たちの人数をそれぞれ校区ごとに調査をさせていただき、その数値の最大という形にしております。丹波ひかり小学校35台、和知小学校40台で、何故40台かということになるろうかと思いますが、現在丹波ひかり小学校については加配が来ておられて2クラスという形で対応しております。40台というのは最大1クラス40人のクラスを想定した数値ということで、一応未来の子どもたちの数の最大を取っているつもりでございます。なお、転入等ございましたら、それぞれ同じ機種を入れておりますので持って行ったり、それぞれ使い回しができる対応をしていきたい。急に足りなくなったときはということでご理解ください。

タワー型についてですが、私もあまり知らないわけではありますが、デスクトップパソコンの中で、本体が縦置き機能をタワー型パソコンというそうでございます。フルタワー、ミドルタワー、スリムタワーという形であるそうで、今回導入する分につきましてはスリムタワーということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） 入札結果ですが、福知山の会社が落札をしているわけではありますが、入札ですので、いろんなどころが入札してくるわけではありますが、こういうものについては落札金額も考慮しなくてはなりません、町内業者にというわけにはいかないのですか。入札の範囲を。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 今回は指名競争入札ということで20社指名したところでございます。一般競争入札にしますとどちらが参加されるかわからないということもありますが、今回登録の中に町内業者の方が3社ございましたので、そういう方にも受注される機会を与えるということで今回は指名競争入札としたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 提案になっておりますこのコンピュータの購入契約の関係ですが、情報機器というのは日進月歩でどんどん変わっていくということもあります。学校という教育的な立場で使うということもあるのですが、通常こういうものはリースというのが多いのですが、今回の契約は購入ということになっております。購入するメリットはどういうことか。当然維持管理、保守点検しなくてはなりません。そういう費用はどう見ているのか。当然リ

ースの場合と購入の場合の差もあると思いますが、そのへんで購入ということにしたということはどういう基準なり、メリットがあるのか伺っておきたい。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長

○教育次長（野間広和君） 3月議会でもご説明申しあげたというふうに思いますが、今回、地域活性化・生活対策臨時交付金を財源にということで、当初は確かに山田議員さんおっしゃいますようにリースということも思っておったのですが、この補正予算が通ったということで繰越をさせていただきました。

買取とリースの比較についてでございますが、今回の契約金額6,073万2,000円ということですが、1年目は無料ということになっており、2年目からの5年間で保守料は2,240万円というように思っております。レンタルをした場合はレンタルは見積もりしかとっておりませんが、5年間で8,600万円ということになりまして、見積もりと落札金額の差でしか見られません、その差では740万円ほど安くなるのではないかと。確かにリースについて入札すればさらに落ちるということで確かな数値ではございませんが、参考に聞いていただければと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決します。

議案第64号 平成20年度（繰越）京丹波町立小中学校教育用コンピュータ等整備事業情報機器等購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に議案第65号 平成20年度（繰越）町営中型バス新車購入契約についての質疑を行います。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 今回購入予定をしておりますバスの仕様の概要を見ますと乗車定員61人ということになっております。相当たくさんの人数が乗るということになるのですが、主にどこの路線に使用するという事なのか。通常、何人くらい乗車するということを想定

されているのか。伺っておきたい。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） バスの導入にかかります部分でどこを走らせる予定であるかということですが、現時点では和知事業所管内とっております。乗車人数は現在53名ということでしております。スクールプラス一般住民の方が乗車ということになっておりますので、日々スクールの部分については一定決まっておりますが、一般客もございますのでだいたい見積もりますと40名程度ということをお願いしながら最大40名ないし50名ということで想定をいたしております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 主にスクールが中心に使うということになると思いますが、今走っておりますバスを見ますとイスを少なくしている傾向ですが、今度の場合もそういうことなのか伺っておきたい。

立ち席が多いとなると低学年、高齢者も乗るとということになると安全性の問題、今伸ばすより大きくなるということは座れる率が多いということになりますが、その辺はどのような仕様になるのかあわせて伺っておきたいというように思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） 今回導入させていただくバスのイスの設置状況でございますが、運転席プラス26席、前向きのスタイルで一人がけ、二人がけのイスということでございます。先ほども申し上げましたが40人乗車があるときの安全性のため、手すり、握り棒等も設置をいたしまして安全性を確保したいとっております。特に小さなお子達については乗車の中の先輩の子どもたちが譲っているという状況も見受けられますので、安全性については確保できるものと思っております。

また、スペース的にいま61人となっておりますがイス以外のスペースも確保しておりますが、車イス用のスペースも確保するというところでございまして、そういうものも確保しながらの仕様ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 先ほどの提案理由の中で、現在の保有台数13台のうちの2台の更新となろうと思えます。更新を予定されているバスの運行距離や、何年導入とか状況を聞かせていただきたい。

これまでどおり、普通財産として処分していくということかあわせてお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君）　今回2台ということで更新の部分についても想定をさせていただいている部分については、まず1台は平成8年8月に導入したものでございまして、走行距離につきましては4月現在で48万3,389キロメートル、もう1台につきましては平成9年9月に導入したものでございまして、走行距離は4月で51万7,790キロメートルということでございます。

それと今回更新ということで思っておりますが、瑞穂地区におきます松山小学校の統合の関係も視野に入れておりまして、今回今のところ年数は経っておりますが、走行的にはある一定修繕費もかさんでおりますが、安心安全な走り方をしているということもございまして、年式が年式でございまして突然ということも想定してはおりますが、統合小学校でのスクールバスということも思っておりますので、すぐ処分する、置いておくという両方で考えておりますので、ご理解いただきたい。

○議長（岡本 勇君）　8番 横山君

○8番(横山 勲君)　私も何点かお尋ねしたいと思っております。

今回指名競争入札によりこうして決定されたわけですが、一昨年あたりの入札をされました経過を見ますと、ディーラーの方からの購入であったと思っております。昨年の9月にかかりましたのは町内業者になってきていたと思っております。町内業者に選ばれた要因があらましたらお教えをいただきたいと思っておりますのが1点。

それから今も話があったわけですが、全体的には14台のバスが運行されております。私はバスの更新について一般質問に取り上げ指摘をしたときもあります。かなり町内のバスについては更新が早いのではなかろうか、もったいないのではなかろうかという観点で実はとらまえているところでございます。これら順次更新がされておりますが、すべて14台のバスについての現状と今後の更新計画等々把握をされておりましたら、ひとつ本日でなくても結構ですのでご提示いただきますことをお願い申しあげたいと思っております。

3点目ですが、実はこれらの更新されましたものについてはしばらく様子を見ながら瑞穂地域の車に云々ということがありました。これは次は財産管理の問題に入ってきます。実は少し調べますと、昨年3台のバスが更新されましたが、20年10月31日に3台入っており、これは全部中型バスでございまして。これが納入されましたのが10月でございまして、実質処分の入札がされましたのが、3月2日から3月3日の申請受付ということで、3台のうち1台が10万、1台が5万、1台が入札不成立になったということネットを入札状況を確認したわけですが、これをみておりましたも10月に更新されたものが3月に処分がされている。5ヶ月ほどの期間があります。一般企業から考えますといかに早く処分を

して1円でも2円でも現金化し、資金繰りをして経営を楽にするということが私は民間の考え方であろうと思います。なぜこうした処分がこれほど遅れるのか。先ほどございましたようにほかの事業所のバスの調子が悪いのでそれに代えるためにおいておくというようなこともあるだろうと思いますが、それにしましても3台が3台ともそうっております。今申しあげております3番目の20の01Kという中型バスについては2月16日現在入札が不成立となっておりますが、その後の経過もわかりませんし、話が戻るわけですが、パソコンの導入の関係につきましてもいわゆる学校で教職員が使うのだとか、他の学校でいるところがあれば云々というような話がありましたが、新聞を読んでおりますとどこかの地域で、廃校になった学校のそれら備品機材を特別ネットで売買されておりましたり、最寄の必要な方に格安で販売をされるというニュースが出ておりましたが、私は町財産についてそうあるべきと思いますが、そのへんの見解も含めてお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） まずディーラーの入札がなかったということについては監理課長からご説明申しあげます。

2点目のバスの更新が早いのではないかとということでございます。バスの導入については有利な補助金等活用しながら、また、あとの部分については有利な起債等を活用させていただきながら導入を図って財源的な部分で負担の少ない部分ということでこれまでも図ってきております。それには補助金の適正化法から言いますと、バスについては5カ年というのが一定更新を認める部分となっております。議員がおっしゃいますように5年というものについては私ども大事に使わせていただいている関係上、早いのではないかと認識を持っております。そういうことから考えまして今回更新させていただく部分については10年以上経っているというようなことがございます。前の議会においても更新時期の考え方ということで議員からあったと思いますが、そのときもお答えをさせていただいておりますように、バスの年式等ある程度念頭に置かなくてはいけないというふうに思っておりますが、やはり調子が悪くなってきた、車体的にも老朽化が目立つ、一定修繕費がかさんでくるというようなものにこれでは安全性が図れないということから有利な交付金等活用させていただきながら更新をさせていただくという思いで行っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

それから昨年度の処分の関係でございしますが、処分については2台廃車にさせていただきました。1台については路線バス仕様でございましたし、もう1台は自家用バス仕様でございました。路線バス仕様についてはドアが2枚あるということで、なかなか一般向きしない

ということでありましたりしまして、1回目は入札の落札がなかったということですので、議員おっしゃいました3台というのはその1台が入札できなくてダブったということで3月に1社が1台5万円で落札されたということですのでございます。その分についてはそういうことですのでございます。もうひとつの自家用バスについてはドアが1枚ということで一般向きする車種でございまして10万円で落札をしたということですのでございます。

議員おっしゃいましたようにやはり廃車するにも入札するにも時期というのは大事と思っております、10月に廃車したものが年明けでということはいろいろな事務手続をするにしても若干遅かったのではないかとということでその分については申し訳なかったと思っておりますお詫びを申し上げたい。今後は早急な処置ということで心がけたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） ご質問のディーラーと町内業者との関係はということですが、以前にも同じようなご質問をいただいたような気がしております。昨年の入札につきましても、今年につきましてもいずれも一般競争入札でございます。資格としましては町の指名競争入札の名簿に登録されているもの、または名簿にはないが同等の資格があるものということで、今回入札参加者を募りました結果、町内業者の方が参加されるということになった結果でありまして、昨年はディーラーの方が2社参加されておりましたし、町内の方も参加されておりました。その辺りは参加される会社の意向もあると思しますので一概には言えませんがそういう中で一定の競争がされて結果に繋がったというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 8番 横山君

○8番（横山 勲君） 今申しあげておりました入札結果については私競争と申しあげましたが一般競争入札になっておりましたことについてお断りを申しあげます。

それからもう1点の小学校の部分については少し議案が可決されてあとでございましてのでそうした考え方を今後お願いします。

それからバスの更新の部分でございまして。確かに安心安全というお話とあわせてそうした有利な補助金云々というお話があったわけですが、これら今までに処分されましたバスのあとを追って見ますと町内業者の方3社がバスを買っておられました。これらのバスについては安心安全ではないのかといいますがそうではなく、あるいは修理が多くかかるのかというといいますがそうではなく、現在も運行がされております。そしてまたその運行されておりますバスそのものも町もまた利用されております。そんなふうな実態でございまして、さて、町内の業者の方がこれら町から売却されたバスをいつまで使われるのかということにつ

いては予測の範囲外でございますが、まだまだかなり使えるという見識を示されております。ということの中で本当に安全安心というものがどういうものであろうかという疑問と、それから有利な補助施策があるからということで安易に飛びついたらいいのかという部分と、町民の目線で考えますと何かしらもったいないな、何かしら少し無駄遣いではないかなとこんなふうな観点を持つわけでございますので、ぜひひとつ今後の検討につきまして、冒頭質問で申しあげましたように14台のバスのそれぞれの更新につきましては計画性を持って更新をいただきますことをお願い申しあげ質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 15番 野間君

○15番（野間和幸君） 先ほど来、それぞれ質疑の中で有利な制度を利用してという話がございました。今回の中型バスの具体的な財源内訳がどうなっているのかということをお尋ねいたします。

それから中型ということですが、何人乗りか、車輻全長なのか、幅員なのかそういったところも含めて詳しくご説明いただきたいと思っております。

さらに今回も車イス対応のバスが導入されるということで、非常に障害者の方が町内を有利に行動できるということでは非常に良い車を導入いただくかと理解しておりますが、一方、山田議員の質問にもありましたように、イス席が少ないということはそれだけ車イスを使わないけれど少し腰を落ち着けて移動したいという方にとっては多少不自由な面もあるのではないかと。ただこのことは車輻価格にも大きく跳ね返ってくるのではないかとというふうに思います。40人乗りということであればどの程度の差があるのかお尋ねを親します。

○議長（岡本 勇君） 岩崎企画情報課長

○企画情報課長（岩崎弘一君） まず今回のバス購入にかかります財源の考え方でございますけれども、補正予算の中でお示しをさせていただいておりますものについては全体事業費として4,062万8,000円でございます。2台の購入で予算として計上させていただきました。そのうち地域活性化・生活対策臨時交付金が3,000万円充当させていただき、今回入札によりまして総事業費がお示しのおり減っております、そのうちの3,000万円は交付金と思っております。後残りについては一般会計からの繰入ということで考えておりますので、一般財源ということでございます。

それから中型バスの定義的な部分についてですが、これについてはなかなか難しい判断もあるかと思っておりますが、メーカーが一般的に言いますのは大型車9メートル以上12メートルの間ということでございますし、中型車については7メートル以上9メートル未満ということでございます。小型マイクロバスについては7メートル未満というのが一般的な考え方と

伺っております。

それから40人乗りの購入価格についてはどうなのかということですが、今の記憶では200から300万安くなるのではないかと考えております。

○議長（岡本 勇君） 田端参事

○参事（田端耕喜君） 少しバスの仕様について専門的なことになろうかと思っておりますので、以前に担当もさせていただいておりましたので、私のほうから知り得た知識の中から少しお答えをさせていただきます。現状では今回の場合は特に有利な財源のほうを活用させていただきますが、通常は生活コースに密着したものであるということで京都府の補助金をいただき導入をさせていただいております。その中で野間議員さんのほうからご質問がありましたように、座席数が多くなるということは低床型ではなく、通常言われますツーステップ型バスになってまいります。このバスは現状路線バスとして使わせていただくのに補助金は皆無ということになっております。低床型のみ財源の補助措置がされているということです。また、車の仕様につきましては通常路線バスについて維持管理させていただきますのは、板バネ方式というサスペンションの構造が一番安く上がるわけですが、現状低床型になっておりました、ニーリング処置と申しまして、車高が自動で乗り降りするときに下げたり、また、悪路を走るときには車高をアップするというような機能を持たせると、エアサスペンションの構造でないといけないということで、座席数は少ないわりにいろいろとその他かかります諸費用の関係で今の低床型のほうがどうしても割高になってくるということです。普通のバスのほうがもちろん座席数は多いわけですが、今後のこと、あるいはまたどうしても高齢者等がお乗りになるときにステップの高いものにつきましてはなかなか乗り降りが苦しいということも考えまして今の低床型を導入させていただいているというようなことをございます。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決します。

議案第65号 平成20年度(繰越)町営中型バス新車購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

《日程第9 発議第1号 京丹波町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9 発議第1号 京丹波町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（岡本 勇君） 本件について説明を求めます。

小田議員

○7番(小田耕治君) それでは発議第1号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は景気悪化で夏季ボーナスの大幅減額が見込まれる民間企業の実態を反映させるため、21年の6月に支給予定の国家公務員期末勤勉手当を2.15か月分から0.2月分引き下げるよう内閣と国会に臨時勧告を行いました。

京都府内の町村議会や近隣市議会の状況といたしましても減額予定とされている議会が多いことや、昨今の社会経済情勢及び人事院勧告の趣旨に基づき、本町議会の議員においても職員の減額分のうち、期末手当に相当する0.15月分を減額するものとして提案するものであります。

それでは議案書を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

発議第1号 平成21年5月29日 京丹波町議会議長 岡本 勇 様 提出者 京丹波町議会議員 小田 耕治 賛成者 京丹波町議会議員 今西 孝司、山内 武夫、畠中 勉、野口 久之

京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表と並行して見ていただきたいと思います。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思います。

今回それぞれ理事者や職員、続いて議員ということで提案されておりますが、いただきおられます資料を見ますと議員の15名をあわせると569,250円という減になります。多いといえば多い、少ないといえば少ないのですが、減額をしようというのもこういう不況の中で生まれてきたものなのですが、せっかく減額してこれをどう使うかということが大事だと思います。先ほど理事者には聞いていたのですが、提出者としては何かこういうように有効に使ってほしいとか、使うべきということがあるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 7番 小田君

○7番（小田耕治君） この減額されます569,250円の使い道について、議員のほうから決定するわけにはいかないのですが、こういう不況の中にございますので地元の活性化のためにこの金額56万円あまりでございますが有効に活用されれば非常にありがたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決します。

発議第1号 京丹波町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

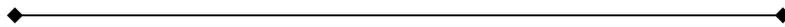
○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第2回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会します。

議員の皆さんには大変ご苦勞さんございますが、10時45分からこの場において全員協議会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

また、午後3時から議員定数等検討特別委員会幹事会が議員控室において開催されますのでよろしくお願ひいたします。

午前10時28分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 岡本 勇

〃 署名議員 山内 武夫

〃 署名議員 畠中 勉